

平成23年度関税改正における主な検討項目

平成22年12月1日

財 務 省

1. 特恵関税制度の延長及び見直し

- (1) 特恵関税制度（途上国産品に対して一般の税率より低い特恵税率を適用する制度）の適用期限を10年間延長。
- (2) 鋳工業品（1,182品目）に設定しているシーリングの廃止及びこれに伴う特恵税率の見直し等。
- (3) 競争力の高い産品について特恵税率の適用を除外する国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準の見直し。
- (4) 繊維製品に関する特恵原産地規則の緩和。

2. 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の延長

- ①航空機の部分品等及び宇宙開発用物品等に対する免税制度並びに②我が国から輸出した原材料を加工した輸入製品に対する減税制度の適用期限を3年間延長。

3. 暫定税率等の延長

- 関税の暫定税率（415品目）、特別緊急関税制度、牛肉等に係る関税の緊急措置の適用期限を1年間延長（牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準の特例（注）を含む。）。

（注）牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎を、前年度の輸入実績又は米国におけるBSE発生前の水準である平成14年度及び15年度の輸入数量実績の平均値のいずれか大きい方とする特例。

4. HS条約2012年改正に対応するための関税率表の改訂

- 平成24年（2012年）1月1日から適用される改正HS品目表に従い、関税定率法等の関税率表を改訂。

（注）HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）は、各国の関税率表の品目分類等を統一するもの。

5. 輸出通関における保税搬入原則の見直し及びこれに伴うAEO（認定事業者）制度の改善

(1) 保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされている輸出申告を、貿易円滑化のため、適正通関を確保しつつ、保税地域等への貨物搬入前に行えることとする。

(2) AEO通関業者又はAEO製造者が関与する輸出申告に係る貨物について、保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とする。

※これに伴い、輸出品に対する内国消費税について所要の改正を行う。

(注) AEO（認定事業者）制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、迅速化・簡素化された税関手続の利用を認める制度。

6. アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入

○ 国内規制の強化を踏まえ、関税法上の輸出入禁止品に追加する。

(注) アクセスコントロールとは、視聴機器やゲーム機器においてコンテンツ（映像やゲームソフト等）について正当に許諾を受けた者以外の者による視聴等不正使用を制限する機能。

7. 回路配置利用権侵害物品に係る輸出規制の導入

○ 国内規制の強化を踏まえ、関税法上の輸出禁止品に追加する。

(注) 回路配置利用権とは、登録した回路配置を用いて製造した半導体集積回路を譲渡、輸入等する行為に対しての排他的権利。

8. 航空機旅客の予約情報等報告制度の導入

○ 効果的かつ効率的な密輸取締りのため、税関が現在入手している事前旅客情報に加え、予約情報等も入手できるように、報告を求める情報の範囲を拡充する。

9. 納税環境整備

○ 更正請求に係る期間制限等の見直し等について、内国税と同様の観点から見直すこととする。